

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、長野県知事から、長野県職員に関する措置請求に係る長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置について、次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成25年12月19日

長野県監査委員 吉澤 直亮  
同 田口 敏子  
同 上野 紘志  
同 向山 公人

25情私第607号

平成25年（2013年）12月11日

長野県監査委員 吉澤 直亮 様  
" 田口 敏子 様  
" 上野 紘志 様  
" 向山 公人 様

長野県知事 阿部 守一

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果に伴う勧告に基づき  
講じた措置について（通知）

平成25年10月23日付け25監査第53号で勧告のありました「長野県職員に関する措置請求」について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

## 記

学校法人教学園に対して平成20年度から24年度までに交付した学校法人補助金について、平成25年12月5日付け長野県達25情私第607号により、同学校法人に対して、12月25日までに、県へ71,000,000円を返還するよう命令した。

監査委員事務局